

滑川市農業委員会総会議事録

議事録署名委員に、杉本 久美子委員、松井 滋樹委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

1. 会議の日時 令和6年5月7日（火） 午後3時から

会 長 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件について、事務局から説明をお願いします。

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

事務局 （議案第5号1番について朗読及び説明）

3. 会議に付した議案等

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●●

議案第7号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

委 員 先日、●●●●推進委員と一緒に現地確認してきました。特に問題ないと思います。

4. 委員の出欠
（出席農業委員・8名）
松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子
（出席推進委員・8名）
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義
（欠席委員・0名）

推進委員 ●●●●委員と現地確認してきましたが、こちらの（隣接地）●●●●に●●●●（譲受人）が住んでいるということでしょうか。

5. 事務局（3名）
北野事務局長 大竹係長 村田主査

事務局 はい。元々1枚の農地だったものを、●●●●の家を建てられる際に分筆されたもので、残りの農地を今回取得されるということです。

6. 会議の要旨
午後3時00分 開会

推進委員 ●●●●は（●●●●の）●●●●ですか。

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。

事務局 はい。●●●●です。●●●●を残しておられまして、●●●●に相続したい旨、記載されていたものです。

推進委員 わかりました。この件については、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

会 長 私から一つ確認ですが、（●●●●で）相続になるわけですが、登記所は第3条の許可がないと相続登記ができないと言っているということですか。

事務局 そうですね。申請代理人の行政書士及び担当している司法書士が確認し

たところ、3条許可が必要という結論に至り、今回申請されたものです。

推進委員 この土地は何年前からか防草シートが敷かれており、何もしていない状態だったが、家庭菜園をされるということは、防草シートを外されるということですか。

事 務 局 そういうことになります。

推進委員 その経過については、今後私たち（委員）がずっと確認していかなければならないものなのですか。

事 務 局 いえ、確認していただく必要はありませんが、その土地の近くを通った際に気にかけていただく程度でいいと考えております。

推進委員 ●●●●相続するときに3条許可はいるものなのですか。●●●●だからいるのですか。

事 務 局 司法書士と行政書士で確認したところ、3条許可が必要ということでした。

推進委員 農業委員を9年ほどやっているが、（3条許可が必要というのは）今まで1回もなかった。

事 務 局 本来ならば、法定相続人である申請者の●●●●（●●●●の●●●●）がいるのですが、●●●●に、法定相続人ではない●●●●に相続したい旨が記載されていたことから、特別に3条許可が必要だということです。これまではこのようなケースがなかったということになります。

推進委員 ●●●●が相続するのであれば、3条許可が必要ないということか。

事 務 局 そうです。

推進委員 ●●●●の●●●●が亡くなっていれば、3条許可は不要ということか。

事 務 局 そうです。

推進委員 ●●●●の●●●●に●●●●がいれば、手続きにはその●●●●のハンコ等が必要なのですよね。

事 務 局 登記上の手続きの話になりますので、詳細はわかりませんが・・・●●●●が●●●●として残されていますので、まずはそれが第一優先となります。登記の手続きの中で誰のハンコや同意等が必要かというところは、今後3条許可が出た後の話になりますので、司法書士等専門の方が手続きされるところであります。

会 長 この件に関しまして、ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 （議案第5号2番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、田です。
申請地は、●●●●に面する農地です。
申請地は、●●●●の●●●●にあり、傾斜もきつく、用水の取り込みも困難で、長らく休耕していました。譲受人は●●●●で●●●●と農業をしながら、●●●●や●●●●で●●●●や●●●●を経営、また●●●●で●●●●を3店舗経営しています。この度、これら自身の経営する店舗で、自ら栽培したものを提供したいとの思いから、まずは料理の添え物としてすだちやジャバラなどの柑橘系の果樹を生産することを計画したものです。これらの果樹を選定した理由は、硬くて酸っぱい柑橘系果樹は鳥獣が好まないこと、場所については経営する●●●●に近いこと、休耕田を有効活用したいとの思いから選定しました。許可後は山林化しないよう、あくまで農地として適正に管理していきます。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 現地を確認したところ遊休農地であり、特に支障はないものと思われます。

推進委員 私も現地確認しましたが、草が繁茂していました。果樹栽培されるということで特に問題ありません。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長	続きまして、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件についてですが、次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。	による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。
職務代理	では、事務局より次の説明をお願いします。	5 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。 農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、6 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
事 務 局	(議案第 6 号 1 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第 2 種中高層住居専用地域、近隣商業地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、宅地分譲地です。 申請者は、●●●●で●●●●を営んでおり、●●●●での実績も多数あります。この度、滑川市内で分譲地を販売することを計画し、候補地を探していたところ、申請地が教育施設や商業施設に近く、生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、2 区画の分譲地として整備することとして今回申請されたものです。うち 1 区画は 2 世帯家族の同居を想定し、大きめの面積となっております。 隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。	7 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 2 件、借り手 1 件で、面積合計は 2,786 ㎡で、全て新規になります。詳細は 8 ページに記載のとおりです。 9 ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手 5、借り手は中間管理機構の 1 件、面積合計 44,040 ㎡です。詳細は 10 ページに記載されています。11 ページは参考資料になりますが、借り手である耕作者は●●●●です。
職務代理	地区担当委員の補足説明をお願いします。	この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。
委 員	図面をご覧のとおり、区画整理区域内であり、転用を想定している場所です。宅地にしやすいところであり、農地の有効活用ということで特に問題ないと思います。	その他 ・農地利用の最適化の推進の状況について ・農業者年金の加入促進について ・農業新聞の購読促進について
推進委員	今ほど説明のあった通り、一部が道路に面しており周囲は宅地化しておりますので、特に問題ないと思います。	これで、審議は終了しました。
職務代理	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。 では、進行を会長へお返しします。	午後 3 時 25 分 閉会
会 長	続きまして、議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定	上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。
		令和 年 月 日 農業委員会会長 議事録署名委員 議事録署名委員